

休業指示に係る就業規則等の改正について 地本申し入れを提出しました！

12月7日、新幹線地本申5号「休業指示に伴う就業規則の改訂に関する申し入れ」を提出しました。

この間、休業指示に係る就業規則等の改正に関しては本部本社で交渉を重ねてきました。休業を実施する場合の前提となる具体的な経営努力や判断基準、運用の在り方について議論を重ねるも、会社は「状況に応じてその都度判断することになる」との見解を示すのみで、不明確な部分が残されたままとなっています。交渉経過を受け、組合員の不安解消には至っていないことに加え、地方においても運用場面で確認すべき内容が残されていることから、下記について申し入れを行いました。

- 1、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、新幹線統括本部としての現状認識をどのように捉えているのか明らかにすること。
- 2、休業指示を行う場合の対象者の選定基準について明らかにすること。なお、休業を指示する場合の対象者の指定については、公平性を保つ観点から職制や職責等に関係なく、均等に割り振ること。
- 3、今施策については、実施日までに事前の説明不足等が散見されることから、社員への説明会等を速やかに開催すること。また、管理者側においても聞かれたことに対して明確に回答できるよう徹底を図ること。

実施にあたって不明瞭な点や不安の残る制度としないためにも、会社との交渉に臨んでいきます。

職場討議資料を活用し、少しでも不安な点や疑問点があれば地本業務部までご連絡ください！